重　要

※必ずお読みください

**宅地除草実施についての留意事項**

【対象となる土地】

次の①と②のいずれにも該当する土地

①特定復興再生拠点区域内にある宅地（宅地と一体で利用している雑種地、進入路を含みます）で、環境省による除染が完了している土地

②個人が所有する土地で、原則として申請者の自宅敷地（住所地）として利用していた土地

※震災前の現況地目が農地（田・畑）、山林、原野等の土地は対象外となります。

※法人名義の土地は対象外となります。

※個人が所有する土地であっても、アパートや貸家、事務所等の敷地は対象外となります。

※代替地や宅地を複数所有している場合は１地点のみ対象となります。

※申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が必要となります。

【実施内容】

◎本事業は令和５年度～令和７年度にかけて行う予定ですが、各対象地の除草については期間中１回限りの実施となります。

◎除草作業は各年度の１０月～１月頃にかけて行う予定です。

◎除草の対象はおおむね１５ｃｍ以上の草となります。

◎作業内容は除草及び刈草搬出のみとし、木の伐採、剪定等は行いません。

＜裏面に続きます＞

【その他】

◎申請受付後、申請内容の確認のため担当者より順次ご連絡させていただきます。申込状況により、ご連絡までお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

◎現地の事前確認及び除草作業のため、敷地内に立ち入りさせていただきます。

◎作業日時のご指定はできません。また、申込状況等によりご希望される年度での作業ができないことがありますのでご了承ください。

（意向調査の結果、令和５年度は多数の申込が見込まれます）

◎敷地内の建物を解体中または解体予定とされている場合は、令和６年度以降の作業実施とさせていただきますのでご了承ください。

◎倒壊家屋等により安全に作業ができない場合には、作業をお引き受けできないことがあります。

◎除草希望地における土地の利用状況や除草範囲・面積の確認のため、環境対策課にて税務課より下記の固定資産情報の提供を受けることについてご同意願います。

　・土地所有者及び家屋所有者の住所、氏名

　・現況地積、現況地目、画地面積

　・家屋面積、家屋種類・用途

　・その他確認のため必要な事項

　なお、取得した固定資産情報については、除草作業を適切かつ円滑に運営するために必要な範囲内において利用いたします。

◎宅地除草実施に伴う審査のため、未納町税等についての調査を行うことについてご同意願います。なお、町税等に滞納のある方の申請はお受けできませんのでご了承ください。

**ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。**

**大熊町役場　環境対策課　担当：鈴木・荒木**

**電話　０２４０－２３－７８２３**